

## 相談受付・申込票

ID		※初回相談 受付日	令和 年 月 日	受付者	
----	--	--------------	----------	-----	--

## ■基本情報

ふりがな		※性別	□男性 □女性 □( )		
氏名		※生年月日	西暦	年	月 日 ( 歳)
住所	〒 -				
電話	自宅	( ) -	携帯	( ) -	
メール					
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名		来談者の ご本人との 関係	□家族(本人との続柄: ) □その他( )	
	電話	( ) -			

## ■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。					
病気や健康、障害のこと		住まいについて		収入・生活費のこと	
家賃やローンの支払いのこと		税金や公共料金等の支払いについて		債務について	
仕事探し、就職について		仕事上の不安やトラブル		地域との関係について	
家族との関係について		子育てのこと		介護のこと	
ひきこもり・不登校		DV・虐待		食べるものがない	
その他( )					
ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。					

## ■相談申込み欄

<p>社会福祉法人 安芸市社会福祉協議会 様</p> <p>上記の相談内容等について、相談支援（自立相談支援・家計改善支援・就労準備支援）の利用を申し込みます。</p> <p>また、相談支援にあたり必要となる関係機関（者）と情報共有することに同意します。</p> <p>なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。</p> <p>令和____年____月____日 本人署名_____ 印</p>
---

## 個人情報に関する管理・取扱規程

自立相談支援機関・家計改善支援機関では、当機関における個人情報保護に関する取組方針および個人情報の取扱いに関する考え方として、個人情報に関する管理・取扱規程を制定しています。

### 【取組方針】

当機関は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、相談業務、支援業務等、当機関が実施する業務を行うにあたっては、個人情報保護条例をはじめとする関係法令等に加えて、本規程を遵守し、ご相談者の個人情報の適切な保護と利用に努めます。

### 【個人情報の取得方法】

ご相談者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

### 【利用目的】

ご相談者の個人情報を、当機関の業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

#### ◎当機関の業務内容

- ◆ 相談支援業務
- ◆ プランの策定・評価

#### ◎利用目的

- ◆ 相談支援業務を円滑に行うため
- ◆ 自治体に対して事業等利用申込を行うため
- ◆ 支援提供、関係機関・者との連絡・調整等自立支援に資するため

### 【個人情報の内容】

当機関では、以下の情報を個人情報として取り扱います。

- ◆ 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- ◆ 健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ◆ 就労・通学・通所状況に関する情報
- ◆ 収入、資産、債務等経済的状况
- ◆ 福祉制度利用状況
- ◆ その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

### 【第三者への提供の制限】

ご相談者(又は代理人)の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてご相談者の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間で共同利用する場合には、原則としてご相談者(又は代理人)の同意を得た上で、ご相談者の個人情報を関係機関・者等に対して提供することがあります。

#### ◎同意の上で第三者に提供する場合

- ◆ 他機関・者との間で、支援の実施、各種事業等の利用申込やプラン策定に関する調整を行うため
- ◆ 他機関・者が実施する支援を受けるため
- ◆ プランが終了した後に関係機関との連携が必要な場合
- ◆ 各種福祉制度申込時に、当機関から自治体へ事前に本人が特定される形で相談する場合
- ◆ 病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

#### ◎同意を得ずに第三者に提供する場合

- ◆ 法令に基づく場合
- ◆ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ◆ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ◆ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき